

## 平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価等の特例措置の適用について

土木技術管理課

平成26年度労務単価が、平成26年2月から適用されることとなり、これに伴い国土交通省が特例措置を定め、平成26年2月1日以降に契約を行う建設工事及び建設コンサルタント業務のうち、旧労務・技術者単価を適用して予定価格を積算している案件について、受注者は新労務単価・技術者単価に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができることとしたことから、熊本県においても下記のとおり適用することとしました。

### ● 対象案件

平成26年2月1日以降に契約を行う工事等のうち、旧労務・技術者単価（平成25年4月1日からの単価）を適用して予定価格を積算しているもの。

### ● 対象業者への周知徹底

本特例措置は、受注者からの協議請求に基づき対応が可能となるものであることから、発注者は、落札者決定通知後の工事等にあつては、落札者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明したうえで契約を行い、契約後の工事等にあつては、受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを必ず説明し周知を図ること。

### ● 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

変更後の請負代金額 =  $P_{\text{新}} \times k$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び $k$ は、それぞれ以下を表すものとする。

- $P_{\text{新}}$ ：新労務・技術者単価により積算された予定価格
- $k$ ：当初契約の落札率

### ● 請負代金額の変更時期

今回の特例措置の趣旨を踏まえ、発注者は受注者からの協議請求を受理した後、速やかに請負代金額の変更を行うことを原則とする。

## 平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価等の取扱い

1. 平成26年2月1日以降に契約を締結する建設工事等について
  - (1) 平成26年1月31日までに施行伺の決裁が完了していない建設工事等については、新労務単価（※1）を含む直近の設計単価を適用して予定価格を積算するものとする。
  - (2) 平成26年1月31日までに施行伺の決裁が完了し入札手続き中の建設工事等については、旧労務単価（※2）を適用して予定価格を積算し、契約締結後に新労務単価を適用して設計変更を行うものとする。
2. 平成26年1月31日までに契約を締結している建設工事について
 工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）の規定に基づき、対応するものとする。  
 なお、インフレスライド条項は、建設工事のみに適用するものとする。

- （※1）「新労務単価」とは、平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価をいう。
- （※2）「旧労務単価」とは、平成25年度公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価をいう。

## 平成26年2月から適用する労務・技術者単価の取扱い区分

